

# 新ひだか町低所得妊婦初回産科受診料助成のご案内

新ひだか町では、低所得の妊婦さんの経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるために、低所得の妊婦さんを対象に初回産科受診料を助成します。

1. 対象者 新ひだか町に住民票があり、令和6年4月1日以降に妊娠判定のため産科医療機関を受診した方で、以下の(1)～(3)いずれにも該当する方
  - (1) 次のア・イのいずれかに属する方
    - ア 生活保護世帯
    - イ 住民税非課税世帯
  - (2) 申請内容を審査するため、公簿等を確認することに同意する方
  - (3) 産科医療機関関係者と町が必要に応じて支援に必要な情報を共有することに同意する方
2. 対象検査 妊娠判定のための診察に係る受診料（妊娠確定の有無を問いません）
3. 助成額 初回産科受診料1回あたり上限1万円
4. 助成方法 初回産科受診時に受診料の全額を支払った後、下記の手続きが必要となります。

## 5. 自己負担分の申請方法

### 申請窓口

新ひだか町保健福祉センター（新ひだか町静内緑町4丁目5番1号）  
三石庁舎地域振興課（新ひだか町三石本町212番地）

### 申請に必要なもの

- ①新ひだか町低所得妊婦初回産科受診料助成金交付申請書（申請窓口にあります）
- ②初回産科受診料が分かる領収書・明細書
- ③申請者名義の振込口座の預金通帳

※申請者名義の振込口座以外への振込を希望する場合は、代理の方の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）

### 申請期限

原則、初回産科受診日から1年以内

### 支払方法

申請内容を確認のうえ、「新ひだか町低所得妊婦初回産科受診料助成金決定通知書」を通知し、振込口座へお支払いします。

### その他

申請日の属する年に新ひだか町に転入されてきた方は、事前にご相談ください。  
妊娠出産に関しての相談は、下記で受け付けております。お気軽にお問い合わせください。

問合せ先：新ひだか町保健福祉センター TEL 0146-42-1287

